

NEWS

吉村敏男県議会活動報告

Vol.33

風を通そう!

福岡県議会議員
〔飯塚市・嘉穂郡(桂川町)選挙区〕

吉村敏男

よしむらとしお



民主党福岡県連「陽翔の交歓会」であいさつ(11月22日・ヒルトン福岡シーホーク)

新年あけましておめでとうございます
本年もよろしくお願い致します

12月定例会終了

わが会派提案の 福岡県危険ドラッグ条例制定

12月県議会は12月1日から18日までの日程で開催され、雇用情勢の改善の動きを確実なものとするための緊急雇用創出事業の追加分や地域における医療機関の連携や在宅医療の充実などを推進する「地域医療介護総合確保基金」、暴力団対策費、人事委員会の勧告に基づく給与改定に要する経費などを計上した「平成26年度福岡県一般会計補正予算」や本県の農林水産業及び農山漁村の持続的発展並びに県民の健康で豊かな生活の向上に寄与するための基本理念及びその実現のために必要な事項を定めた「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」の制定。その他わが会派が提案し県議会の各派の代表による調整会議で協議が進められてきた「福岡県危険ドラッグ条例」(福岡県薬物の濫用防止に関する条例)、また県議選の選挙広報の発行は各都道府県議会が条例で定めることになっていますが、そのための条例改正案など24議案を原案どおり可決し閉会しました。

危険ドラッグ条例(福岡県薬物の濫用防止に関する条例)骨子

危険ドラッグ条例は現在、九州では佐賀県が制定を目指している他、全国で9都府県が条例を制定しています。県内では2月に天神で危険ドラッグ使用による乗用車の暴走で12人が重軽傷を負う事故が発生した他、全国で危険ドラッグ使用による重大事故や妄想による殺人事件などが多発し、社会問題となっています。当然、危険ドラッグは国の薬事法の規制の対象で、約1,412の薬物の成分が規制されています。しかし新種のドラッグを指定しても、すぐに少し構造を変えた新種が出てくるなど、いたちごっこの状態が続いています。こうした状況を受け、秋の臨時国会では11月21日の解散直前に薬事法の改正案が成立しました。



改正の重点は「危険ドラッグの疑いがある」という段階で規制できるようになったことですが、しかし、裁判を想定して大変慎重な手続きを要するため機動性という面で大きな限界があります。

本県の条例案の特徴は、今回の薬事法の改正を最大限活用して危険ドラッグを取り締まることを基本にしつつ、これを補強・補完するため、国や他県との連携による機動的な規制を強く打ち出していることと、今回の法改正で新しく地方自治体の責務が規定されたことに対応し「教育・啓発」と「危険ドラッグ依存症対策(治療と社会復帰)」に関する施策の方向性を規定していること、更に危険ドラッグ規制に関しては初の議員提案(他は知事提案)条例であることです。

知事に早期発見による調査及び警告を義務づけ

危険ドラッグを根絶するには、できるだけ早期に発見して、流通しないようにする必要があります。しかし今回の法改正では法による迅速な取り締まりを求めているものの、販売等や使用の中止命令は、実際に販売等や使用していると判明した者にしか出すことができず、罰則は、その中止命令に違反した業者等だけが対象です。その結果、全ての人に販売等と使用を直接禁じることができるのは、慎重な検査によって精神毒性が確認され、大臣指定が行われてからです。従って本条例では知事に対し危険薬物の疑いのある物品の早期発見による調査及び警告等を義務づけています。



知事が特定危険薬物を指定

そこで、本条例による独自の機動的規制措置として、危険ドラッグの疑いがある物品の使用により県民に事故や健康被害が発生した場合など県民の危険防止のために緊急を要すると知事が判断したときは大臣指定薬物に指定される前でも「特定危険薬物」として知事が指定し、全ての人に対し流通・使用を禁止することとしています。

違反した場合は警告し、従わない場合は5万円以下の過料を科します。



東京都の薬物検査能力を活用

東京都は、国以上に薬物の毒性等の検査能力を有しており、東京都が規制した危険ドラッグは、まもなく大臣指定薬物に指定される流れが定着しています。従って東京都が薬事法に準じて規制した危険ドラッグを直ちに本県においても「特定危険薬物」に指定して全ての人に対し流通・使用を禁止することとしています。

命令に従わない場合は懲役を含む刑罰

まず、迅速かつ的確に規制を行うためには、店舗や製造場所等に立ち入って十分な調査ができることが必要です。この立入調査に応じない者には直ちに罰金を科すことになっています。また、県の警告に従わず禁止行為を続ける者には、過料に加えて禁止行為の中止や「特定危険薬物」の廃棄等の措置を行うよう命令を出します。そして、この命令に従わない場合は懲役を含む下記の刑罰を科します。

特定危険薬物に関する禁止事項と罰則

立入調査等の拒否・妨害	直罰	20万円以下の罰金
下記の①～⑤までの禁止行為のいずれかに違反	警告→違反	5万円以下の過料
①製造・加工 ②販売、授与又は販売・授与目的の所持 ③販売又は授与目的の広告	中止命令等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
④購入、譲受、所持 ⑤使用	中止命令等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
⑥情を知って使用場所を提供又はあつせん		警告

なお、軽微なほう助的行為については指導に留める。

●教育及び啓発の指針

- ①小学校、中学校、高校等の教育機関の努力義務
- ②社会教育と住民への周知

●危険薬物等依存者の治療及び社会復帰の支援に係わる指針

- ①医療機関、支援団体等との連携
- ②相談窓口の設置
- ③治療・回復及び社会復帰支援プログラムの策定等

12月定例会における会派の代表質問

1. 県政推進の基本姿勢について

- ①2014年度の税収見通しと財政改革推進プラン
- ②福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョン
- ③原子力災害広域避難計画
- ④産業廃棄物行政の推進

2. 男女が共に働きやすい社会づくり

3. 教育問題について

- ①35人以下学級の維持と拡大
- ②小中学校の統廃合問題

4. 警察問題について

- ①性犯罪の防止と性暴力被害者支援の拡充

5. その他県政一般について

※詳しくはHP(www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp)をご覧ください

民主党・県政クラブの提案により採択された意見書

ヘイトスピーチ(憎悪表現)に反対し、その根絶のための法整備を求める意見書

約850名の出席を得て県政報告会開催

毎年恒例の、第16回県議会活動報告会は11月25日(火)18:30から開催しました。当日は来賓として、小川洋福岡県知事が3年連続で出席いただいた他、高島喜信連合福岡会長、地元首長の代表として井上利一桂川町長、参議院議員の大久保勉民主党福岡県連代表を始め、多くの来賓、地方議員も含め、約850名の出席を得ての開催となり、国道200号線秋松交差点から弁分交差点までの車道増設による大渋滞解消や県立嘉穂総合高校から桂川町役場横までの県道新設工事、11月21日に突然解散された衆議院の問題などを中心に報告を行いました。御出席いただいた皆さん、ありがとうございました。

当日報告しておりました弁分交差点のクラブハウス横のコスモスコモンに向う右折帯の延長については、12月に現地調査と測量が行われました。



用地測量開始



毎回報告しています県立嘉穂総合高校から桂川町役場横交差点までの県道新設工事は、現在のところ平成26年度末までに用地買収を行うための用地測量が終了し、それが終わると平成27年度はいよいよ用地買収に入ることになります。用地買収が順調に進展すると工事着工も早くなることとなります。

特定秘密保護法の大幅改正か白紙撤回を求めます。

12月10日、国民の「知る権利」を脅かしかねない「特定秘密保護法」が施行されました。防衛、外交、スパイ防止、テロ防止の4分野で「漏えいが国の安全保障に著しい支障を与える恐れがある」という情報を政府が特定秘密に指定し、漏らした公務員(民間人にも適用)の罰則を強化するものです。私は国の安全保障に関して秘密にすべき情報があることは理解します。しかし、この法律は次の点で問題があり、大幅改正か白紙撤回を求めます。

- ①何が秘密かそれも秘密となっている。
- ②秘密指定の実務は事実上、官僚が担うが指定が妥当かどうかをチェックするため設けられた、独立公文書管理監や情報保全監察室、内閣保全監視委員会は

官僚で構成されており、官僚が官僚をチェックできるか疑問。

- ③国会の衆参両院に設置される情報監視審査会さえ秘密情報を開示させる強制力を持たない。
- ④公務員だけでなく、報道関係者、一般市民も摘発の対象になりえる。
- ⑤裁判になった場合、検察は秘密の内容を明らかにせず、秘密指定の手続きの適切性を証明するだけでよい仕組みとなっている。
- ⑥秘密指定の有効期限は原則30年で、最長60年と長すぎ。30年未満の文書は内閣の判断で廃棄できる仕組みまでである。

PHOTO 吉村敏男 GRAFFITI



△ 会派、宗像市立玄海小中一貫校視察(10月17日)



△ 会派、JA古賀青年部と懇談(10月17日)



△ 広域行政特別委員会、広島市観光協会視察(11月17日)



△ 警察委員会、朝倉警察署視察(10月9日)



△ 産炭・JR議連、神戸ポートライナー神戸新交通KK視察(10月15日)



△ 警察委員会、福島県多賀駅前ラウンドアバウト視察(ロータリーのようなもの)(11月11日)



△ 民主党福岡県連「陽翔の交歓会」(11月22日・ヒルトン福岡シーホーク)



吉村敏男 事務所

〒820-0082 飯塚市若菜52-1
Tel.0948(23)1210 Fax.0948(25)6071

お願い

個人情報保護法が施行され、個人情報の管理が厳しく制限されるようになりました。その結果、事務所として冠婚葬祭における祝電、弔電などが把握できず、大変失礼をいたしております。友人、知人、親族等の冠婚葬祭等がございましたら、ぜひ、御一報くださいますようお願いいたします。